

第1回 三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町
ごみ処理広域化検討協議会

日時：令和7年3月25日（火）午後2時から
場所：三島市役所本館第1会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 会長の選任について

資料1

(2) これまでの検討状況

資料2

(3) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会について

・設置要綱(案)

資料3

・覚書(案)

資料4

・会議傍聴要綱(案)

資料5

(4) 建設候補地の選定について

・フロー

資料6

・スケジュール

資料7

(5) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援等業務委託について

・仕様書(案)について

資料8

・業務委託に関する覚書(案)

資料9

・業務委託に関する事務要領(案)

資料10

3 その他

4 閉 会

第1回ごみ処理広域化検討協議会 出席者

	所属	役職	氏 名
三島市		副市長	鈴木 昭彦
	環境市民部長	部長	臼井 貢
	環境市民部廃棄物対策課	参事	橋本 泰浩
	環境市民部廃棄物対策課	主幹	新井 晋
	環境市民部廃棄物対策課	主査	鈴木 涼介
裾野市		副市長	堀越 崇志
	環境市民部	部長	杉山 和哉
	環境市民部生活環境課	課長	井上 英丈
	環境市民部生活環境課	係長	杉山 貴
熱海市		副市長	吉徳 光男
	市民生活部	部 長	小畑 透
	市民生活部協働環境課	課 長	山口 智朗
	市民生活部協働環境課（環境センター）	専門監	高瀬 智幸
	市民生活部協働環境課（環境センター）	主 幹	西村 厚紀
	市民生活部協働環境課（環境センター）	主 査	野口 真道
長泉町		副町長	高田 昌紀
	都市環境部門	部長	高山 俊幸
	くらし環境課	課長	杉山 光司
	くらし環境課	副主幹	露木 宏孝
函南町		副町長	佐野 章夫
	厚生部	部長	大沼 裕幸
	厚生部環境衛生課	課長	飯島 美貴
	総務部地域安全課	課長	加藤 裕一
	厚生部環境衛生課	課長補佐	芹田 知隆
	厚生部子育て支援課	課長補佐	二藤 光

三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町
ごみ処理広域化検討協議会規約

(設置)

第1条 三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）は、静岡県が令和4年3月に策定した「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を踏まえ、3市2町におけるごみの広域処理の検討を推進するため、共同して協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条の協議会の名称は、三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町ごみ処理広域化検討協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定に関する検討
- (2) 広域一般廃棄物処理施設整備基本構想策定に向けた調査及び調整
- (3) 循環型社会形成推進地域計画作成に向けた調整
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ごみの広域処理の推進に関し3市2町の長が必要と認めること

(構成員)

第4条 協議会は、三島市副市長、裾野市副市長、熱海市副市長、長泉町副町長及び函南町副町長の5名をもって構成する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は、構成員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会の会議を招集し、その会議の議事を整理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する構成員がその職務を代理する。

(幹事会)

第6条 協議会の協議事項に関する調査研究及び3市2町の連絡調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、3市2町の担当課長をもって構成する。
- 3 幹事会の代表及び会議の議事の整理は、会長の所属する市町の担当課長が務める。

(事務局)

第7条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、会長の所属する市町の担当課に置く。
- 3 事務局は、会長の指示により、協議会の事務を処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、3市2町が協議して決定する。

附 則

この規約は、令和7年3月21日から施行する。

これまでの検討状況

1 ごみ処理広域化の必要性

- 3市2町では、現行のごみ処理施設の老朽化が進み、基幹的設備改良工事等により延命化を図っているが、施設の更新が共通の課題となっている。

	三島市	裾野市	熱海市	長泉町	函南町
現行施設の延命化期間	R17 まで	R14 まで※	R17 まで	R12 まで※	R18 まで

※以後、費用面等を考慮した上で判断

- 人口減少やリサイクルの推進等により、将来的にごみの減量が進むと予想される中、各市町が個別にごみ処理施設を整備・運営するより、広域でごみ処理を行い、施設を集約することで、効率的で安定的な運用を図る必要がある。

2 検討の経緯

国 ダイオキシン対策や、持続可能なごみの適正処理を確保することを目的に、都道府県と管内市町村が連携することで、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設集約化を推進



県 令和4年3月、静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン策定
 ➤ 県東部3市2町（三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町）の枠組みが示され、経済面、環境面において現状より効果が高く、当面目指すものとして評価。



令和4～5年度 県主催「東部地域におけるごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化に係る検討会」（全4回）（県、3市2町）



令和5年5月 「ごみ処理広域化等連絡会」設置
 ➤ 構成：3市2町の担当課職員（オブザーバー：県担当課職員）
 ➤ 令和7年3月までに12回の会議を開催



令和6年10月 「一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査」を取りまとめ
 ➤ 広域化・集約化により得られる効果及び課題の調査・検討

3 広域化による効果

広域化実現可能性調査及び国の通知等を踏まえ、3市2町によるごみ処理広域化により見込まれる主な効果は以下のとおりである。

（1）財政負担の軽減（別紙1）

- 広域化実現可能性調査において、類似規模施設の受注実績より試算し、3市2町による広域化の場合、建設工事費は約310億円、20年間の運営委託費は約136億円と想定。
- 建設工事費については、施設規模が大きいほど建設単価が安くなること、運営委託費については、複数市町で費用分担できることから、広域化により、各市町の費用負担の削減が見込まれる。

- (2) 持続可能な適正処理の確保
 - ・各市町の老朽化した現行施設の更新、将来のごみ減量を見据えたごみ処理及び施設運営の効率化、職員を含めた担い手不足への対応等。
- (3) 温室効果ガス排出量の削減
 - ・ごみ処理施設を集約し大規模化することにより、焼却等による発電効率や熱利用率の向上、施設の省エネ化など、温室効果ガス排出量の削減。

4 広域化に向けた課題

- (1) 一般廃棄物処理施設建設候補地の選定
- (2) 処理対象物及びそれに応じて整備する施設の検討
 - ・広域で処理する一般廃棄物の種別（可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、し尿・浄化槽汚泥等）とその処理フロー、それに応じて整備する一般廃棄物処理施設の検討が必要。
- (3) 組織体制
 - ・地方自治法上の共同処理の手法等のうち、可能性調査では、①一部事務組合、②連携協約と事務委託の組合せ、の2つを検討に値すると整理。
- (4) 収集運搬経費（別紙1）
 - ・広域化施設への距離が延伸する市町にとって、現状より収集運搬経費が増加すると見込まれる。（可能性調査では、現行施設への収集運搬経費に比べ、広域化施設への収集運搬経費は各市町で1.5倍から2.2倍に増加すると試算。）
 - ・広域化施設が遠方になる場合、市民の直接搬入の利便性等を考慮し、中継施設の検討も必要。
- (5) その他
 - ・現在各市町で異なる、ごみの分別区分や有料化について整理が必要。

5 今後の進め方（詳細は本日の協議資料）

- (1) 「ごみ処理広域化検討協議会」による協議
 - ・建設候補地の選定に関する検討等、引き続き3市2町で連携してごみ処理広域化の検討を進めていくため、副市長・副町長を構成員とする「ごみ処理広域化検討協議会」にて協議を進める。
- (2) 建設候補地の検討（令和7年度～8年度）
 - ・3市2町の共同で、一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会（委員：学識経験者、3市2町担当部長）を設置し、建設候補地の選定に係る評価・検討を行う。
 - ・選定委員会の支援等を行うため、「一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援業務委託」を共同で実施する。
- (3) 広域化に参加する市町の枠組みの決定（令和8年度）
 - ・建設候補地の検討結果を踏まえ、各市町は、今後広域化に参加するか否かを判断する。

6 広域化スケジュール 別紙2

一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査による試算

【建設工事費及び運営委託費】

	建設工事費（焼却施設）※1				運営委託費（20 年間）※1		
	広域化の場合※2		単独整備の場合		広域化の場合※2		単独整備の場合
三島市	約 310 億円※3 300t/日 (1t 当たり 約 1.0 億円)	約 102～113 億円	約 99 t /日	約 157 億円 (1t 当たり 1.6 億円)	約 136 億円	約 45～50 億円	約 128 億円
裾野市		約 50～56 億円	約 48t/日	・ 建設単価が広域化より高くなると推定。 ※4 ・ 人口 5 万人以上の要件を満たさないため交付金が使えない。		約 22～25 億円	・ 委託費を複数市町で費用分担できる広域化に比べ、割高になると推定。 ※4
熱海市		約 49～75 億円	約 66t/日			約 21～33 億円	
長泉町		約 33～49 億円	約 30t/日			約 15～22 億円	
函南町		約 43～49 億円	約 57t/日			約 19～22 億円	

※1：本調査では、スケールメリットが大きいとされる焼却施設の建設工事費と運営委託費を試算した。

※2：各市町の負担額は、負担割合に応じて変化する。本調査では、ごみ量割・人口割・均等割の比率によって、3 ケースを仮設定して試算。

※3：熱海市の下水道汚泥分を除くと約 301 億円。

※4：近年の類似規模施設の受注実績が少ないため試算できず。参考として、南伊豆地域清掃施設組合広域ごみ処理施設整備基本計画（R5.3 月）では、建設工事費を 54t/日で 92 億円（1t 当たり 1.7 億円）と算定。

【収集運搬経費】

(20 年間、単位：百万円)

出発地	到着地	収集運搬経費	到着地	収集運搬経費	到着地	収集運搬経費	到着地	収集運搬経費	到着地	収集運搬経費	最小と最大の差	
三島市	三島市	49.1億円	裾野市	84.0億円	熱海市	94.5億円	長泉町	73.6億円	函南町	77.1億円	1.9倍	45.4億円
裾野市	三島市	33.7億円	裾野市	24.3億円	熱海市	50.4億円	長泉町	29.9億円	函南町	46.7億円	2.1倍	26.1億円
熱海市	三島市	75.0億円	裾野市	75.0億円	熱海市	36.2億円	長泉町	75.0億円	函南町	58.4億円	2.1倍	38.8億円
長泉町	三島市	14.6億円	裾野市	15.9億円	熱海市	31.6億円	長泉町	14.6億円	函南町	24.4億円	2.2倍	17.0億円
函南町	三島市	14.3億円	裾野市	22.1億円	熱海市	16.9億円	長泉町	19.5億円	函南町	14.3億円	1.5倍	7.8億円

ごみ処理広域化に係るスケジュール（案） ※最短の場合を想定

No.	項 目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
1	一般廃棄物処理広域化実現可能性調査	●→												
2	施設建設地		●→											
3			●→											
4				●										
5			●→											
6	「一般廃棄物の広域処理に関する基本合意書」調印			●										
7	基本構想			●→										
8					●									
9	「循環型社会形成推進地域計画」作成		●→											
10	組織体制				●									●→
11				●→										
12	基本計画・基本設計				●→									
13	都市計画決定					●→								
14	環境影響評価（環境アセスメント）				●→									
15	PFI導入可能性調査・費用対効果分析						●→							
16	事業者選定							●→						
17	用地測量・地質調査				●→		●→							
18	用地買収				●→									
19	実施設計・建設工事									●→				
20	施設稼働													●→

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）は、静岡県が令和4年3月に策定した「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を踏まえ、3市2町における広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定のため、広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 3市2町による広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定に係る評価検討及び意見提言に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 選定委員会は、委員8名をもって組織し、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験を有する者 3名
 - (2) 3市2町の職員（担当部長） 5名
- 2 前項第1号の委員は、三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町ごみ処理広域化検討協議会が選任する。

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が終了するまでの間とする。

（委員長）

第5条 選定委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、選定委員会の会議（以下「会議」という。）の議事を整理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議の公開）

第6条 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 三島市情報公開条例（平成9年三島市条例第19号）第8条各号、裾野市情報公開条例（平成28年裾野市条例第8号）第7条各号、熱海市情報公開条例（平成10年熱海市条例第2号）第7条各号、長泉町情報公開条例（平成13年長泉町条例第2号）第7条各号及び函南町情報公開条例（令和5年函南町条例第9号）第7条各号のいずれかに該当する情報を当該会議の内容に含むと認める場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 委員長は、会議を非公開とする時は、あらかじめ会議に諮り、これを決定する。
 - 3 委員長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

（会議開催の周知）

第7条 3市2町は、会議の開催に関して、あらかじめ公表するものとする。ただし、緊急その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(会議録の作成等)

第8条 選定委員会は、会議について会議録を作成するものとする。

2 3市2町は、公開された会議に係る会議録の写しを一般の閲覧に供するものとする。

(委員の責務)

第9条 委員は、公正かつ公平に広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の評価を行わなければならない。

2 委員は、評価の過程において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、任期が終了した後も同様とする。

(報償及び費用弁償)

第10条 第3条第1項第1号に規定する委員が会議に出席した場合は、報償及び費用弁償(以下「報償等」という。)を支給する。

2 前項に規定する報償等の額は、3市2町が別に定める。

(経費負担)

第11条 報償等の負担割合は、3市2町による均等割とする。なお、報償等の負担割合に基づく負担金は、千円単位とし、千円未満の端数は三島市が負担する。

(庶務)

第12条 選定委員会に関する庶務は、三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町ごみ処理広域化検討協議会の事務局において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会の設置に関する覚書（案）

第1条 三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）は、静岡県が令和4年3月に策定した「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を踏まえ、3市2町における広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定のため、広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

第2条 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 3市2町による広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定に係る評価検討及び意見提言に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

第3条 選定委員会は、委員8名をもって組織し、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験を有する者 3名
 - (2) 3市2町の職員（担当部長） 5名
- 2 前項第1号の委員は、三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町ごみ処理広域化検討協議会が選任する。

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が終了するまでの間とする。

第5条 選定委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、選定委員会の会議（以下「会議」という。）の議事を整理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第6条 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 三島市情報公開条例（平成9年三島市条例第19号）第8条各号、裾野市情報公開条例（平成28年裾野市条例第8号）第7条各号、熱海市情報公開条例（平成10年熱海市条例第2号）第7条各号、長泉町情報公開条例（平成13年長泉町条例第2号）第7条各号及び函南町情報公開条例（令和5年函南町条例第9号）第7条各号のいずれかに該当する情報を当該会議の内容に含むと認める場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 委員長は、会議を非公開とする時は、あらかじめ会議に諮り、これを決定する。
 - 3 委員長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

第7条 3市2町は、会議の開催に関して、あらかじめ公表するものとする。ただし、緊急その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第8条 選定委員会は、会議について会議録を作成するものとする。

- 2 3市2町は、公開された会議に係る会議録の写しを一般の閲覧に供するものとする。

第9条 委員は、公正かつ公平に広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の評価を行わなければならない。

2 委員は、評価の過程において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、任期が終了した後も同様とする。

第10条 第3条第1項第1号に規定する委員が会議に出席した場合は、報償及び費用弁償（以下「報償等」という。）を支給する。

2 報償等の額については、三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月1日三島市条例第21号）の別表の環境審議会の会長及び副会長に準ずる。

第11条 報償等の負担割合は、3市2町による均等割とする。なお、報償等の負担割合に基づく負担金は、千円単位とし、千円未満の端数は三島市が負担する。

2 三島市は、3市2町を代表して、委員への報償等の支払いを行う。

3 裾野市、熱海市、長泉町及び函南町は、報償等の額が確定した後に、第1項の規定に基づく負担金を三島市に納入する。

第12条 選定委員会に関する庶務は、三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町ごみ処理広域化検討協議会の事務局において処理する。

第13条 この覚書に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮り、別に定める。

以上、本覚書締結の証として本書5通を作成し、3市2町において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

三島市北田町4番47号
三島市長 豊岡 武士

裾野市佐野1059番地
裾野市長 村田 悠

熱海市中央町1番1号
熱海市長 齊藤 栄

長泉町中土狩828番地
長泉町長 池田 修

函南町平井717番地の13
函南町長 仁科 喜世志

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会の会議の傍聴に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）が設置する広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会（以下「選定委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）を公開することにより、会議の透明かつ公正な運営の確保を図り、もって地域住民等の知る権利の保障に資するため、会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（定員）

第2条 会議の傍聴人の定員は、30人とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、先着により傍聴人を決めるものとする。

3 報道関係者による会議の傍聴については、必要に応じ、第1項の規定とは別に、報道関係者の定員を設けるものとする。

（傍聴人が遵守する事項）

第3条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会場において発言しないこと。

(2) 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) ゼッケン、たすき等の着用、旗、プラカード等を掲げる行為その他の示威的行為をしないこと。

(5) 他の傍聴人の迷惑になる行為をしないこと。

(6) 選定委員会の委員長（以下「委員長」という。）の許可を得ないで、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(7) 係員の指示に従うこと。

2 傍聴人は、会議が非公開とされたときは、会場から退出しなければならない。

（秩序の維持）

第4条 前条に掲げる事項を遵守しない傍聴人に対しては、委員長が、その是正を求め、又は退室させるものとする。

（資料の配布等）

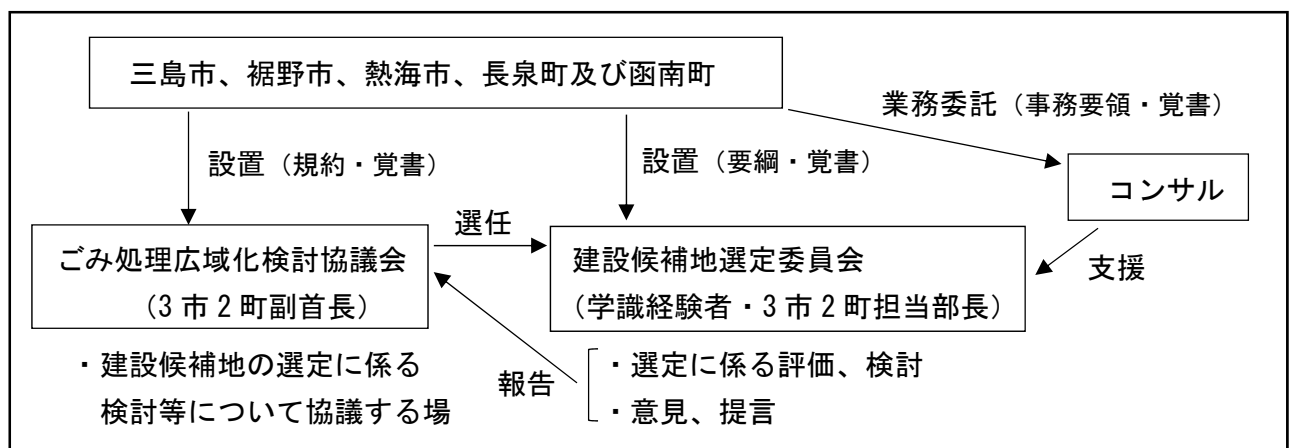
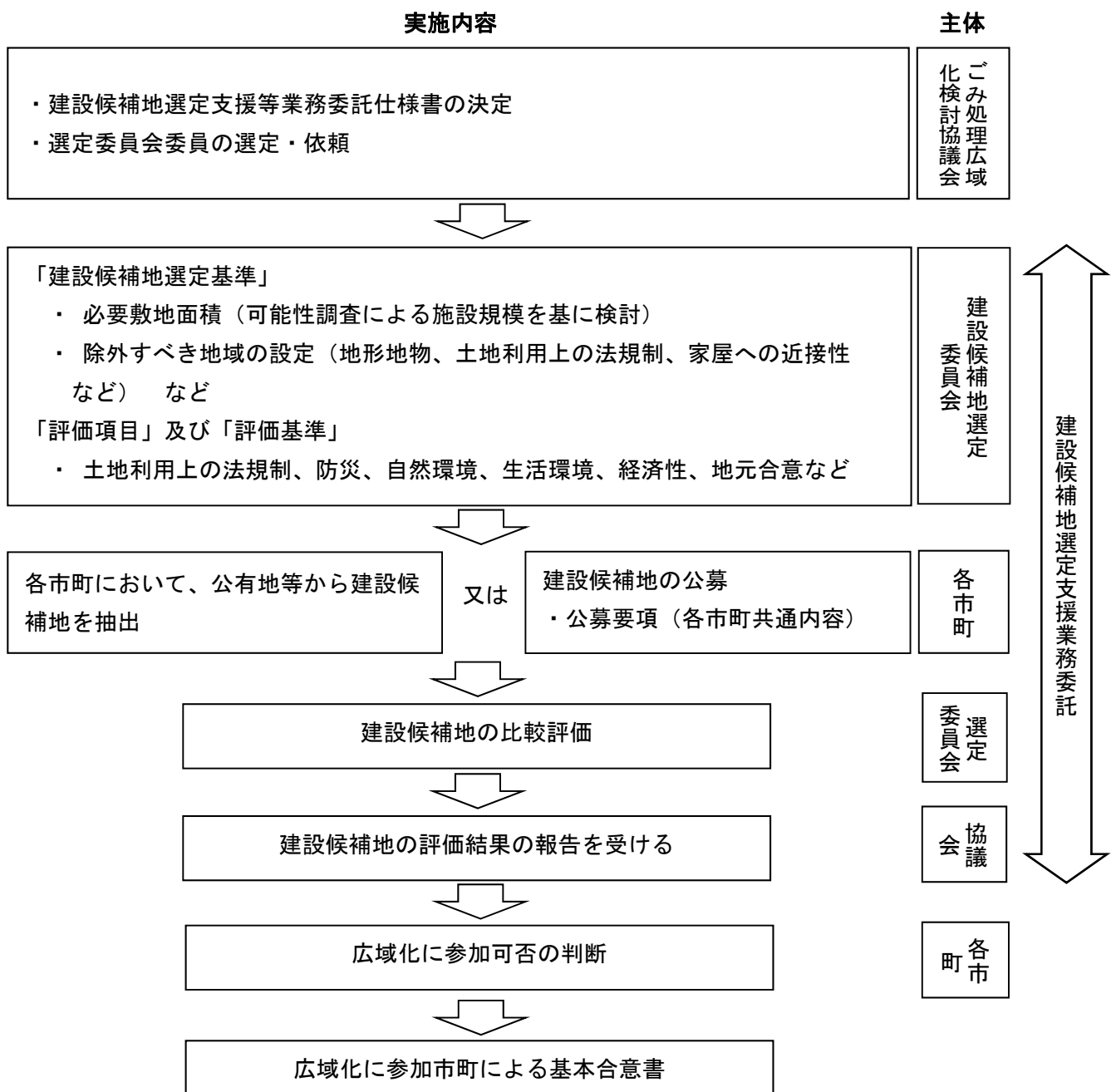
第5条 傍聴人には、会議の資料を配布する。

2 傍聴人は、委員長からの求めがあった場合は、会議終了後、前項の規定により配布された会議の資料を返却しなければならない。

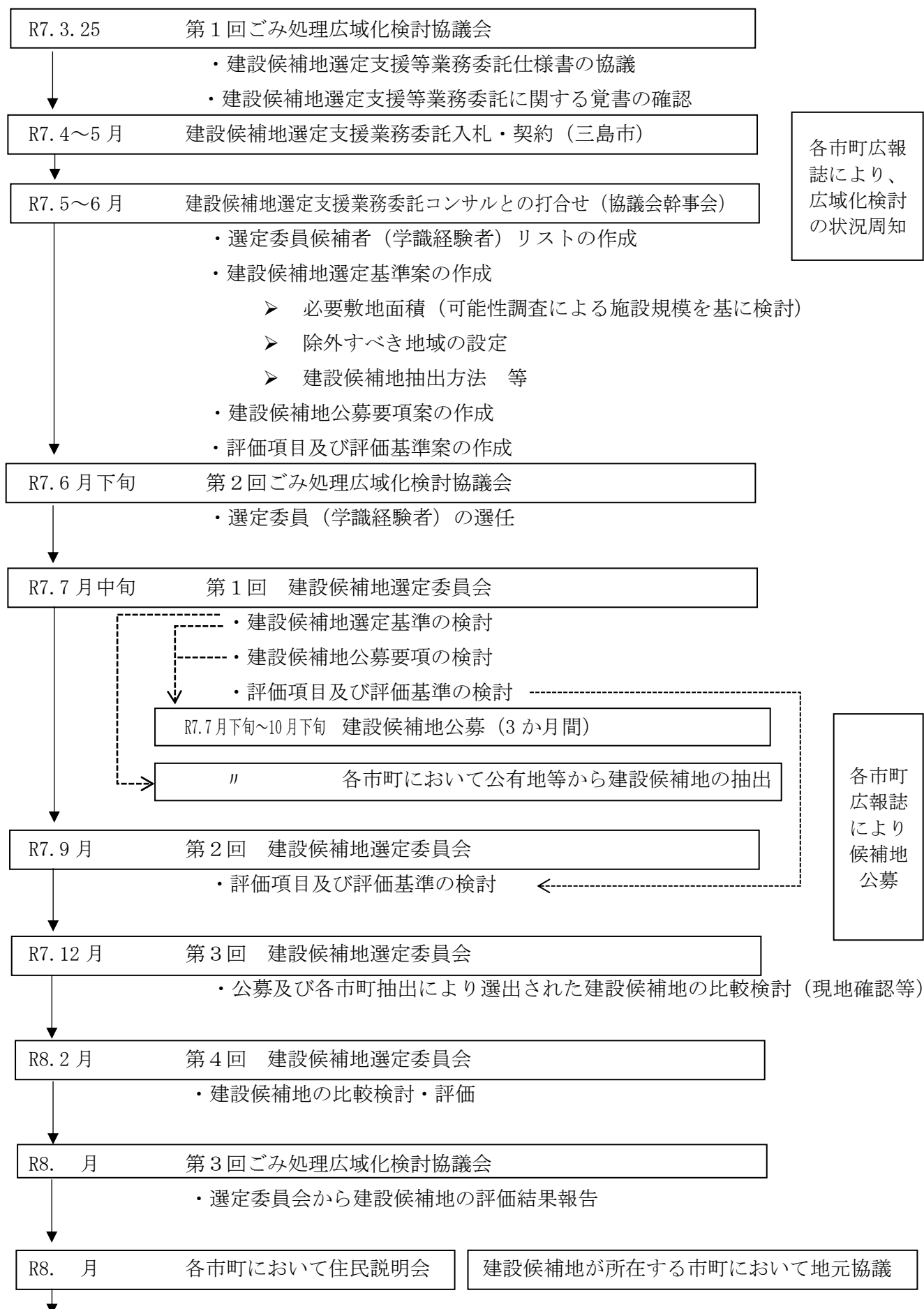
附 則

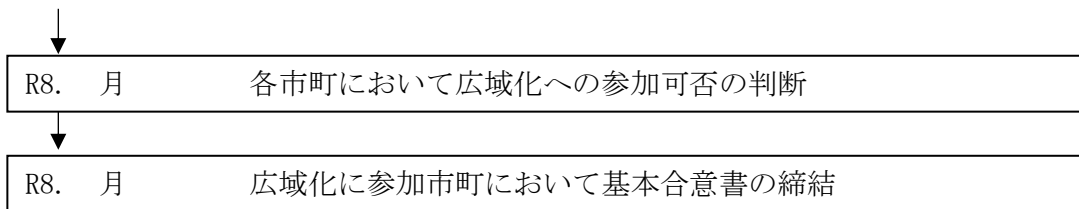
この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

一般廃棄物処理施設建設候補地選定のフロー



建設候補地選定スケジュールのたたき台（コンサルとの協議により今後検討）





- ・ 上記は最短の流れと考えられる。
- ・ 議会への進捗状況の説明・報告、住民説明会等により、スケジュールは流動的。

広域一般廃棄物処理施設 建設候補地選定支援等業務委託

仕 様 書
(案)

令和 7 年 4 月

三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町

第1章 総則

第1節 業務の目的

三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「３市２町」という。）では、現有の一般廃棄物処理施設の老朽化等の状況を踏まえ、ごみの広域処理の検討を推進しており、令和７年度から８年度にかけて、広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定を予定している。

本業務は、(仮称)広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会(以下「選定委員会」という。)及び地元説明会について、3市2町や選定委員会の求める資料作成、指導・助言及び選定委員会の運営等の支援を行うとともに、建設候補地決定後に広域化に参加する市町が策定を予定している「広域一般廃棄物処理施設整備基本構想」について、あらかじめ3市2町において、ごみ処理の現況や課題の整理等、策定に向けた準備作業を行うものである。

第2節 業務委託名称

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援等業務委託

第3節 対象地域

本業務の対象地域は、3市2町全域とする。

第4節 業務の期間等

- (1) 契約締結日から、令和8年6月30日までとする。(債務負担行為)
- (2) 支払年度割： 令和7年度 委託料の30%以内（前払金）
 令和8年度 残金

第5節 業務内容及び範囲

本仕様書は、本委託業務に適用するものとし、業務内容及び範囲は、第2章及び第3章のとおりとする。

ただし、委託者が業務内容の変更が必要であると認めた場合には、委託者と受託者による協議のうえ決定するものとする。

第6節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、下記をはじめとする関係法令、通達、マニュアル及び3市2町の条例・規則等を遵守しなければならない。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）
- ・ 広域化・集約化に係る手引き（環境省環境再生・資源循環局、令和２年６月）
- ・ ごみ処理施設整備の計画・設計要領２０１７改訂版
- ・ 都市計画運用指針 第１２版（令和５年７月）

第7節 業務の管理

受託者は、業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する主任技術者を配置しなければならない。

- (1) 主任技術者は、監督員の指示に従い、業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。
- (2) 主任技術者は、本業務を管理できる能力を有する者として、以下の業務実績及び資格を有するものとする。

ア 業務実績

令和2年4月1日以降、市区町村（一部事務組合等を含む）が発注する①及び②の業務に、担当技術者として従事した業務実績

- ①ごみ処理施設建設候補地選定の支援に係る業務又は同種の業務
- ②一般廃棄物処理施設整備基本構想策定業務又は一般廃棄物処理施設整備基本計画策定業務

イ 資格

技術士法に定める技術士（衛生工学部門「廃棄物・資源循環」とし、改正前の「廃棄物処理」、「廃棄物管理計画」、「廃棄物管理」を含む。）の資格

第8節 資料の貸与

本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在3市2町が所有し、業務に利用でき得る資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ委託者に提出し、業務完了までに返却しなければならない。

第9節 引き渡し及び検査

- (1) 受託者は、仕様書に定めのある場合のほか委託者の指示する場合には、履行期間途中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。
- (2) 受託者は、業務完了後、速やかに業務完了届を提出し、成果品の検査を受けなければならない。その結果、修補を指示されたときは、直ちに修補しなければならない。
- (3) 業務完了後、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、直ちに修補しなければならない。

第10節 打合せ及び議事録

受託者は、業務の目的を達成するため、受託期間中は必要に応じて委託者と打合せを行うものとする。なお、受託者は、打合せ事項及びその内容を記録し、委託者に提出するものとする。

第11節 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第 1 2 節 疑義

受託者は、本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、委託者の意図を十分理解し業務遂行するものとする。

第 1 3 節 成果品の提出

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----------|
| ・ 業務報告書（A 4 版：簡易製本） | 5 0 部 |
| ・ 業務報告書概要版（A 3 版：中綴じ製本） | 5 0 0 部 |
| ・ 電子データ（C D－R 等） | 一式 5 セット |

第 1 4 節 納期及び納入場所

本業務の納期及び納入場所は次のとおりとする。

（1）納 期 令和 8 年 6 月 3 0 日

（2）納入場所 三島市環境市民部廃棄物対策課

（ただし、成果品の各市町分については、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町の各担当課に直接郵送）

第 1 5 節 その他

- （1）本仕様書は、本業務の概要を示すものである。そのため本仕様書に明記なき事項であっても、業務遂行上必要と認めるものについては両者協議の上、実施する。
- （2）本仕様書に規定する内容が変更となる場合は、両者協議の上、契約変更することができる。
- （3）委託者が必要と認めたときは、本業務の変更若しくは停止を命ずることができる。この場合は、両者協議の上、契約金額、納期等を変更できるものとする。

第2章 広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援業務

第1節 概要

3市2町において検討している広域一般廃棄物処理施設については、土地所有者や地域の理解を得ながら円滑に事業を推進するため、3市2町の自治会・町内会等に公募する方法又は各市町がそれぞれの公有地等から抽出する方法により建設候補地を選出し、各候補地を比較評価した上で、最終的な建設候補地を選定する予定である。

建設候補地選定を円滑に進めるため、専門的な知見からの検討、評価や客観性、公正性の確保が重要となることから、外部有識者を含む選定委員会を設置し、選定に係る評価検討作業を進めることとしている。

受託者は、本仕様書に定める内容に基づき、3市2町や選定委員会の求めに的確に応じ、円滑に建設候補地が決定できるよう、専門的な知識、技術、経験等を最大限活用し、業務に取り組むものとする。

第2節 広域一般廃棄物処理施設の概要

現時点で3市2町において検討している広域一般廃棄物処理施設は以下のとおりである。ただし、3市2町及び選定委員会の判断によっては、変更する可能性がある。

- (1) 処理対象物 可燃ごみ
- (2) 処理能力 300トン／日程度

第3節 建設候補地選定に係る作業工程

- (1) 公募による候補地及び各市町がそれぞれ抽出した候補地は、ともに選定委員会において、安全・安心、環境、負担の公平性や立地条件など幅広い角度から評価検討を行い、ごみ処理広域化検討協議会（3市2町の副首長による会議体）に報告する。
- (2) 選定委員会から報告された建設候補地の比較評価の結果を踏まえ、3市2町において、広域化への参加可否の判断を行う。

※ なお、3市2町議会の会議、選定委員会での検討、住民説明会での要望等の状況によっては、上記作業工程が変更となる場合があることに留意し、その場合は適切に対応するものとする。

第4節 選定委員会の運営支援

受託者は、学識経験を有する者及び3市2町の職員（担当部長）により構成する選定委員会の運営支援を行う。選定委員会の実施回数は4回（2時間程度）とし、回数に増減がある場合は委託者と受託者が協議し、取り扱いを定める。

選定委員会の開催に係る会場費、委員謝礼、費用弁償等の経費は委託者が負担する。

- (1) 選定委員会委員の候補者リストの作成

選定委員会委員のうち、学識経験を有する者の選定を行うため、委員候補者リストを作成する。委員候補者については、大学教授や廃棄物処理に関する公益団体等の役職者等、本業務に知見を有する専門家の中から選定するものとし、本業務と同種の委員会の経験者が望ま

しい。

(2) 選定基準(案)及び評価項目・評価基準(案)の作成

- ・建設候補地の公募及び各市町における抽出を行う上で必要となる選定基準案を作成する。
- ・選定委員会での建設候補地の評価検討を行うための評価項目及びその評価基準案を作成する。また、選定委員会の検討作業に当たっては、評価項目及び評価基準等に基づき、各候補地を比較評価するための資料を作成する。

(3) 建設候補地公募要項(案)の作成

3市2町が自治会・町内会に対し建設候補地を公募するための要項(案)を作成する。要項(案)は、各市町同一内容とする。

(4) 選定委員会資料の作成、選定委員会への出席、補足説明等の実施

選定委員会における協議資料を作成するとともに、選定委員会に出席し、委託者が指示する場合に技術説明等を行う。

(5) 選定委員会議事録の作成

選定委員会議事録を作成する。なお、実施概要は以下のとおりとする。

- ① 作成回数：4回
- ② 議事録構成：概要（要点の箇条書き等）

(6) 委員に対する事前レクチャー支援

委員に対する事前レクチャーの同席と説明補助を行う。（外部有識者3名×1回）

第5節 地元説明会の実施支援

3市2町では、建設候補地について、適宜、地元説明会（3市2町が個別に実施する住民全体説明会及び建設候補地が所在する市町が実施する地区住民を対象とする説明会。合計6回程度を想定。）を開催し、選定に係る検討の状況等を説明するものとし、受託者はその支援を行う。

支援内容は、説明会資料の作成（建設候補地選定に係る検討の要旨、施設整備の進め方等）、説明会当日の運営補助及び答弁補助、議事録の作成等を行う。

第3章 広域一般廃棄物処理施設整備基本構想策定準備業務

第1節 広域一般廃棄物処理施設整備基本構想

建設候補地の検討と併せ、整備事業内容の検討を進めていく必要がある。本業務では、3市2町において広域一般廃棄物処理施設を整備する場合に、整備事業の内容検討に必要な事項を整理し、基本構想策定の準備を行う。

(1) 一般廃棄物処理の現状と将来推計

受託者は、3市2町から提供される一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査報告書等をもとに3市2町での一般廃棄物処理の現状及び課題を整理する。

- ア 一般廃棄物処理体制
- イ 一般廃棄物排出量の推移（ごみ種毎、過去5年間）
- ウ 一般廃棄物組成の現状
- エ 分別区分の現状
- オ 収集運搬の現状
- カ 中間処理の現状（3市2町処理フロー等）
- キ 最終処分の現状（3市2町処理フロー等）
- ク 将来における年間ごみ排出量の推計

(2) 一般廃棄物処理施設の現況及び課題

受託者は、3市2町で稼働する一般廃棄物処理施設の現況及び課題について、既存資料を基に整理する。なお、各施設での運営・維持管理費は、稼働開始以降又は大規模改修工事実施の際は同工事以降等で整理する。

- ア ごみ焼却施設（施設概要、処理量、残さ発生量、老朽化状況、運営・維持管理費等）
- イ 不燃・粗大ごみ処理施設（施設概要、処理量、残さ発生量、老朽化状況、運営・維持管理費等）
- ウ 資源化施設（施設概要、処理量、残さ発生量、老朽化状況、運営・維持管理費等）
- エ 最終処分場（施設概要、処分量、埋立残余年数、浸出水処理施設老朽化状況、運営・維持管理費等）
- オ し尿処理施設（施設概要、処理量、残さ発生量、老朽化状況、運営・維持管理費等）

(3) 一般廃棄物処理広域化に向けた課題の整理

受託者は、前項までの内容に基づき、一般廃棄物処理広域化に向けた課題を整理する。

(4) エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る方向性の検討

受託者は、エネルギー回収型施設について、次に示す項目について検討し、最適なケースを選定する。

- ア 処理システムの種類（焼却、堆肥化、バイオガス化）と規模
- イ 各処理システムの比較検討（コスト（LCC）、住民負担、収集運搬、環境影響（LCA）等）
- ウ 広域化する場合としない場合での定量的評価及び定性的評価
- エ 中継施設の可否の検討
- オ 広域化の方向性のとりまとめ

(5) マテリアルリサイクル推進施設に係る方向性の検討

受託者は、マテリアルリサイクル推進施設について、次に示す項目について検討し、最適なケースを選定する。

ア 広域処理の対象

イ 施設の規模

ウ 広域化する場合としない場合での定量的評価及び定性的評価（コスト（LCC）、住民負担、収集運搬、環境影響（LCA）等）

エ 広域化の方向性のとりまとめ

(6) 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る方向性の検討

受託者は、有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿や浄化槽汚泥、生ごみ等処理施設等を含む）について、次に示す項目について検討し、最適なケースを選定する。

ア 広域処理の対象

イ 施設の規模

ウ 広域化する場合としない場合での定量的評価及び性的評価（コスト（LCC）、住民負担、収集運搬、環境影響（LCA）等）

エ 広域化の方向性のとりまとめ

第2節 市町会議の資料作成及び出席

市町会議（5回程度）における資料作成及び出席、質疑応答を行い、会議の議事録を作成する。

**広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援等
業務委託に関する覚書（案）**

三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）は、広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援等業務委託（以下「業務委託」という。）を共同で実施するに当たり、次のとおり覚書を締結する。

1 業務委託の執行の委任

裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「2市2町」という。）は、三島市に業務委託の執行を委任するものとする。執行については、三島市の条例、規則その他の規程に定めるところによる。

2 業務委託の契約

三島市は、3市2町を代表して業務委託の委託者となり、受託者との間で業務委託に係る契約を締結するものとする。

3 業務委託の仕様書

業務委託の仕様書については、3市2町が協議のうえその内容を決定し、当該決定した内容を基に三島市がこれを作成し、入札を行うものとする。

4 業務委託の実施年度

業務委託の期間は、令和7年度から令和8年度までの2箇年度とする。

5 経費負担

業務委託料（令和7年度については前払金の額。以下同じ。）が確定した後に2市2町は、それぞれ業務委託料の負担割合に基づく負担金を三島市へ納入する。なお、負担割合に基づく業務委託料の各市町負担金上限額及び年度割上限額は、次のとおりである。

		三島市	裾野市	熱海市	長泉町	函南町
負担金上限額 総額		5,418千円	5,416千円	5,416千円	5,416千円	5,416千円
年 上 度 限 割 額	令和7年度	1,620千円	1,620千円	1,620千円	1,620千円	1,620千円
	令和8年度	3,798千円	3,796千円	3,796千円	3,796千円	3,796千円

6 成果品の権利

成果品の権利は、3市2町に帰属する。

7 その他

この覚書に関する細目については、別に定める「広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援等業務委託に関する事務要領」によるものとするほか、その他定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合については、3市2町が協議のうえ決定する。

この覚書の成立を証するため、本書5通を作成し、3市2町が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

三島市北田町4番47号
三島市長 豊岡 武士

裾野市佐野1059番地
裾野市長 村田 悠

熱海市中央町1番1号
熱海市長 齊藤 栄

長泉町中土狩828番地
長泉町長 池田 修

函南町平井717番地の13
函南町長 仁科 喜世志

**広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援等
業務委託に関する事務要領（案）**

1 趣旨

この要領は、「広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援等業務委託に関する覚書」（以下「覚書」という。）に基づき、三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）が広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援等業務委託（以下「業務委託」という。）を共同で実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 仕様書の作成

覚書第3項の業務委託の仕様書は、3市2町が協議の上、三島市が作成し、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「2市2町」という。）に報告する。

3 経費負担

業務委託料（令和7年度については前払金の額。以下同じ。）の負担割合は、3市2町による均等割とする。

なお、業務委託料の負担割合に基づく負担金は、千円単位とし、千円未満の端数は三島市が負担する。

4 入札手続

- （1）入札は、三島市が実施し、落札業者を決定する。
- （2）入札完了後、三島市は、落札業者及び落札額を2市2町に報告する。
- （3）三島市は、入札関係書類が整い次第、2市2町に写しを送付する。

4 受託者との連絡調整

3市2町と受託者との連絡及び調整は、三島市が行うものとする。

5 履行期間

業務委託の履行期間は、契約締結日から令和8年6月30日までとする。ただし、業務委託の進捗状況等より必要があると認めるときは、受託者と協議の上、履行期間を変更する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、3市2町による協議により定める。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。